

ASPサービス「ぐんま電子納品システム」利用規約

第二版

令和2年3月31日

日本電気株式会社

A S P サービス「ぐんま電子納品システム」利用規約
(第二版)

第 1 章 総則

第 1 条 (目 的)

日本電気株式会社(以下「当社」といいます。)は、群馬県の委託を受け、この A S P サービス「ぐんま電子納品システム」利用規約(以下「本規約」といいます。)に定める条件に従い、契約者に対し、「ぐんま電子納品システム」(以下「本システム」といいます。)を A S P サービスとして提供します。

第 2 条 (本規約の範囲)

本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。契約者は、この規約を確認し、同意した上で利用契約を申込みものとし、契約者等は、本規約に則って本サービスを利用するものとします。

第 3 条 (用語の定義)

本規約において次の各号の用語は、それぞれ次の意味で利用します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が群馬県の委託を受け、契約者等にインターネットを介し、第 1 4 条で規定する内容を本システムにて提供することをいいます。
- (2) 「契約者」とは、本規約に基づき、当社との間で利用契約の締結を行い、本サービスを受ける者をいいます。
- (3) 「本業務」とは、群馬県と契約者が契約を締結することによって契約者が受託する業務であって、設計、測量、地質・土質調査、地すべり調査および用地調査にかかる業務をいいます。
- (4) 「案件」とは、群馬県と契約者が契約を締結することによって契約者が受託する工事および本業務の総称をいいます。
- (5) 「利用窓口」とは、本システムにおいて請負者情報として登録された、案件の以下の種別ごとに設定される契約者における役員または従業員をいいます。

工事：現場代理人

本業務（設計）：管理技術者

本業務（測量、地質・土質調査、地すべり調査）：主任技術者

本業務（用地調査）：主任担当者

- (6) 「対象工事関係者」とは、契約者の取引先であって、本規約に基づき、本サービスを受ける者をいいます。
- (7) 「契約者等」とは、契約者および対象工事関係者をいいます。
- (8) 「利用契約」とは、本規約に基づき、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。利用契約は、案件ごとに一個必要になります。
- (9) 「利用契約等」とは、利用契約と本規約をいいます。
- (10) 「契約者設備」とは、本サービスを受けるために契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器またはソフトウェア、および契約者等が本サービスにアクセスするために電子通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (11) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器またはソフトウェアをいいます。
- (12) 「管理領域」とは、利用契約ごとに本サービス用設備内に作成される領域であって、本サービス利用にあたり、群馬県と契約者間の交換情報が蓄積されます。
- (13) 「ユーザID」とは、契約者等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。
- (14) 「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、契約者等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。

第4条（通知）

当社から契約者等への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社所定のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの発信または当社所定のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの発信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。ただし、規約の変更に関しては、第5条第2項のとおりとします。

第5条（規約の変更）

当社は、次の各号の一に該当する場合は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更

後の規約によります。

(1)この規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2)この規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその変更内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、本条第1項によるこの規約の変更をするときは、その効力発生日の7日前までに本規約を変更する旨および変更後の規約の内容並びにその効力発生日を当社ホームページ掲載するものとします。

3 契約者は、本条に基づく本規約の変更に不服があるときには、本条第2項に定める効力発生日までに、当社所定のホームページに掲載する問い合わせ窓口から、当社に対して異議を通知することができるものとします。

4 契約者は、本条第3項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金および遅延損害金がある場合には、本条2項の効力発生日までにこれらを支払うものとします。

第6条（利用窓口）

利用窓口は第3条に定める通りとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用窓口を通じて行うものとします。

第7条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先（以下「委託先」といいます。）に対し、当社と同等の義務を負わせることにより、第34条で規定の秘密情報を開示しおよび個人情報取扱いを委託することができるものとします。

第8条（権利の譲渡）

契約者は、利用契約等上の権利および義務の全部または一部を、事前に当社の承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第9条（管轄裁判所）

契約者と当社との間の紛争の解決については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 1 1 条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

第 2 章 契約の締結等

第 1 2 条（利用契約の成立）

本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を了承した上で、当社所定の「ぐんま電子納品システム利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）」により、申し込むものとします。

- 2 当社は、前項の申込を受けた場合、必要項目記載を確認の上、当社所定の「申込完了通知書」を第 4 条に基づき契約者に送付します。当社からの当該通知が発信された時点で、当社と契約者間の利用契約は成立したものとします。

第 1 3 条（契約期間およびシステム利用期間）

利用契約の期間は、当社が「申込完了通知書」にて契約者に通知した「契約期間」とします。

- 2 本サービスの利用期間は、当社が「申込完了通知書」にて契約者に通知した「システム利用期間」とします。

第 3 章 サービス

第 1 4 条（本サービスの内容）

当社が本利用規約で提供する本サービスは、国土交通省が公開する「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版（Rev. 4. 0）」に準拠した機能のうち、群馬県の委託を受け当社が提供する別表 1 に定める機能とします。

第 1 5 条（管理領域の確保ならびにユーザ ID およびパスワードの通知）

第 1 2 条における利用契約成立後、当社は、すみやかに、当該利用契約に対応した管理領域の確保ならびにユーザ ID およびパスワードの設定を行い、利用開始日までにユーザ ID およびパスワードを第 4 条に基づき契約者等に通知するものとします。

- 2 前項に定める場合のほか、契約者が第18条第1項に基づき変更を届け出た場合であって、新たにユーザIDおよびパスワードの設定が必要となる場合は、当社は遅滞なく新たなユーザIDおよびパスワードの設定を行い、第4条に基づき契約者等に通知するものとします。

第16条（ユーザIDおよびパスワードの管理）

契約者は、契約者等に提供されたユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」と総称します。）を自己の責任において管理するとともに、対象工事関係者に対してもパスワード等を管理させるものとします。

- 2 パスワード等の管理および利用は契約者の責任とし、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、当社は一切その責を負わないものとします。
- 3 契約者は、パスワード等の盗難または不正利用の事実を知った場合、その旨を直ちに当社に連絡するものとし、当社から指示があるときはその指示に従うものとします。
- 4 契約者等からのパスワード等の問合せに対しては、当社は、当社所定の方法により本人確認を行ったうえで、当社所定の方法で回答いたします。
- 5 本サービスのセキュリティ向上のため、当社がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第17条（対象工事関係者による利用）

契約者は、当社があらかじめ書面または当社所定の方法により承諾した場合、対象工事関係者に本サービスを利用させることができるものとします。

この場合、契約者は、対象工事関係者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

- 2 前項に定める場合を除き、契約者は、第三者に本サービスを利用させてはならないものとします。

第18条（利用契約の変更届出）

契約者が利用契約締結時または利用契約締結後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとし、当社は当該届出の内容に従って本サービスにおける情報を変更するものとします。

- 2 前項の届出を怠ったこと、または、当該届出の内容によって契約者等が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、届出のあった変更内容を審査し、不適切と判断した場合は、当該届出を契約者に差し戻すことができるものとします。

す。

- 4 当社は、群馬県から案件に関する情報の変更の通知を受けた場合は、契約者への通知または契約者の承諾を要することなく、当該情報を更新することができるものとします。

第19条（本サービスの提供停止）

当社は、他の規定にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとします。

- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」といいます。）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの定期利用が不能となったとき
 - (2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき
 - (3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき
- 2 当社は、契約者等につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 契約者が利用料金の支払いを遅滞したとき
 - (2) 契約者等が利用契約の各条項に違背したとき
 - (3) 前二号のほか、契約者等の責に帰すべき事由により当社の業務に著しい支障を来たし、またはそのおそれがあるとき
 - 3 前2項の場合、当社は、利用窓口に対して、事前にサービスの提供を停止する日および停止する理由を第4条に基づき通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は、事後の通知をもって足りるものとします。

第20条（サービスの再開）

本規約に基づき当社が本サービスを停止した場合であって、当該停止の原因事由が解消したと当社が判断した場合は、当社は遅滞なく本サービスの提供を再開するものとします。

第21条（契約者による利用契約の解除）

契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の書式により、その旨を当社に通知するものとします。

第22条（当社による利用契約の解除）

第19条第1項の規定により当社が本サービスの提供を停止した場合であって、同条項各号の事由が解消しないことを理由として本サービスの再開が困難であると当社が判断したときは、当社は利用契約の全部または一部を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が、本サービスの利用料金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 利用契約等の規定に違反し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずかかる違反を是正しないとき
 - (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散または営業停止となったとき
 - (7) その他財務状態の悪化またはその虞れが認められる相当の事由が生じたとき
- 4 当社は、第13条における利用契約の契約期間中に、群馬県との本サービスの提供に関する契約が終了した場合、契約者に対し第4条に基づく通知の上、本サービスの提供停止および利用契約の解除を行うことができます。

第23条（利用契約終了後の処理）

当社は、理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合は、次の対応を行います。

- (1) 本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに廃棄し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。
- (2) 本サービスを経由し契約者等から受信したデータが格納されている管理領域は、利用契約終了月の翌月初めに消去します。
- (3) パスワード等の有効利用期間は、利用契約終了から12ヶ月とします。当社は、当該有効期限後、パスワード等を無効とすることができるものとします。なお、パスワード等の有効期間中に別の利用契約の締結が生

じた場合、最終利用契約の利用開始月から12ヶ月を有効期間とします。

第24条（データの取り扱い）

契約者は、本サービス用設備上の自己の管理領域内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

- 2 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし当社は、契約者等が管理領域に登録したデータについては保管、保存、バックアップを含むいかなる責任も負わないものとします。

第25条（監査）

当社は本サービス用設備を収納する施設への立入監査には応じないものとします。

第26条（サービスの廃止）

当社は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の6ヶ月前までに第4条に基づきその旨を契約者に通知するものとします

第4章 利用料金

第27条（利用料金）

当社は、第12条における利用契約の成立後、速やかに、契約者に利用料金を書面により請求するものとします。

- 2 契約者は、前項に定める請求書を受領した月の翌月末日（以下「支払期日」といいます。）までに、利用料金に対し消費税法および地方消費税法所定の税率を乗じて算出された消費税等（以下「消費税等」と総称します。）を利用料金とともに銀行振込の方法により当社に支払うものとします。なお、当該利用料金等の振込に係る費用は、契約者の負担とします。
- 3 当社は、本条に定める請求および利用料金の受領ならびにこれらに付随する業務をNECキャピタルソリューション株式会社（以下「NECキャピタルソリューション」といいます。）に委託することができるものとします。この場合、契約者は、当社に支払うべき本条第2項の利用料金および前項の消費税等をNECキャピタルソリューションに対し支払うものとします。
- 4 利用料金および消費税等の支払が支払期日になされない場合には、当社は、

契約者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの日数に年14.6%の割合で計算した遅延損害金を請求できるものとします。

5 利用料金は、いかなる場合においても契約者に返還されないものとします。

第5章 契約者の義務等

第28条（管理領域の制限）

当社は、本サービス用設備内に、一個の利用契約において、工事の場合は1GB、本業務の場合は200MBの管理領域を確保するものとし、契約者は当該領域値の範囲内において本サービスを利用しなければならないものとします。

2 当社は、契約者が前項において定める領域値の範囲を超えて本サービスを利用している場合は、契約者に対し警告することができるものとし、契約者は適切な措置を講ずるものとします。

第29条（本サービス利用のための設備設定・維持）

契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、維持するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第30条（禁止事項）

契約者等は、本サービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 第三者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を

毀損する行為

- (4) 本サービスなどにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスなどを利用する行為
- (6) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを発信または掲載する行為
- (7) 第三者の設備などまたはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 法令、条例などに違反する行為または公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）
- (9) 本サービスの利用を通じて知り得た情報を、本システムと競合する可能性のあるシステムの企画、設計、開発等の目的に利用する行為
- (10) 前各号のほか、契約者等または当社が本サービスの利用に不相当と判断した行為

2 当社は、契約者等が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう契約者および利用窓口へ要求できるものとし、契約者等がこれに応じない場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、違法性または有害性が高いものと当社が信じるに足りる相当の理由がある場合（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第3条にもとづき当社が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない）においては、当社は事前の要求を行うことなく一時的に本サービスの提供を停止することができるものとします。

3 当社は、前項の場合、利用窓口と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部または一部を削除することができるものとします。ただし、違法性または有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していることまたはその蓋然性が大きいことその他の当社が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、当社は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとします。

4 当社は、利用窓口からパスワード等が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、利用窓口と協議の上パスワード等の変更などの必要な措置を講じるものとします。

5 前三項の場合、契約者等に損害が発生しても当社は何らの責任も負担しないものとします。

第31条（対象工事関係者の遵守事項等）

第17条の定めに基づき、当社が、対象工事関係者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、対象工事関係者との間で、次の各号に定める

事項を含む契約を締結し、対象工事関係者にこれらの事項を遵守させるものとし、

- (1) 対象工事関係者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、本規約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、対象工事関係者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、対象工事関係者に対する本サービスも自動的に終了し、対象工事関係者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 対象工事関係者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 対象工事関係者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、対象工事関係者に対し、すみやかに伝達するものとし、

第32条（対象工事関係者が利用契約等に違反した場合の措置）

第17条の定めに基づき、当社が、対象工事関係者による本サービスの利用を承認した場合において、対象工事関係者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとし、

- 2 対象工事関係者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合は、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとし、
- (1) 当該対象工事関係者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部または一部を解除すること

第6章 当社の義務等

第33条（本サービス用設備の障害等）

当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、契約者の利用窓口にその旨を第4条に基づき通知を行います。

- 2 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧を行います。当社は、当該修理または復旧を行うために必要と判断した場合は、本サービスの提供を停止することができるものとし、
- 3 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知をします。

第7章 秘密情報等の扱い

第34条（秘密保持および個人情報保護）

当社は、本サービスに関わり取得する契約者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、およびその他の関連法令を遵守し適切に保護します。

- 2 契約者等および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- （1）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- （2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- （4）利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

- 3 契約者等が本サービスを利用する場合は、当社から提供を受けた個人情報を本サービスの利用目的以外に利用してはならず、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第8章 損害賠償等

第35条（責任の制限）

当社は、契約者から本システムに不具合がある旨の書面または電子メールによる通知を受けた場合には、当該不具合を解消するための合理的な努力を行うものとします。

- 2 契約者は、本サービスは群馬県が定める「群馬県CALS／EC業務履行中/工事施工中の受発注者間における情報共有ガイドライン 平成23年4月版 群馬県発行」において記載された本システムの整備目標を満たすことを目的とするものであって、本サービスの対象となる案件の運営管理および対象工事関係者の管理等については、すべて契約者の責任において行われるものであることとします。当社は、前項に定める責任および当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用結果についていかなる保証を

行うものではなく、何らの責任も負わないものとします。

- 3 当社が本規約および利用契約に基づき損害賠償の責任を負う場合には、契約者が現実には被った直接損害に限られるものとし、かつ、その上限は実際に支払われた利用料金相当額とします。当社は、いかなる場合も、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害ならびに予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益について、賠償責任を負わないものとします。

第36条（免責）

当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 第16条におけるパスワード等不正利用に起因して発生した損害
 - (2) 第18条第4項に基づく群馬県の情報の更新により発生した損害
 - (3) 第19条に基づく本サービスの提供停止により発生した損害
 - (4) 第24条における登録データの変質、消失、毀損等により発生した損害
 - (5) 第29条における契約者設備に起因して発生した損害
 - (6) 契約者等が第30条に違反したことに起因して発生した損害
 - (7) 契約者設備の障害および本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
 - (8) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害
 - (9) 当社が定める手順・セキュリティ手段などを契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制の処分その他裁判所の命令または法令にもとづく強制的な処分により発生した損害
 - (11) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとし、契約者は当該紛争により当社に損害を及ぼさないものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関する契約者等のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、当該請求に応じないものとします。

以上

【別表1】

情報共有システムの機能概要	提供対象
1：工事基本情報管理機能 ・工事基本情報を、登録、修正、削除、参照できる。	○
1-1：コリンズファイルインポート機能 ・工事实績情報システム（コリンズ）ファイルの登録内容を取り込み、工事基本情報として利用できる。	○
2：掲示板機能	○
・記事・コメントを登録・削除・閲覧できる。	○
・記事・コメントには、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。	
・記事・コメントに対して、コメントを登録できる。	
・記事・コメントには、書類、図面、写真などの電子ファイルを添付できる。	
・記事には、閲覧可能なシステム利用者の範囲を設定できる。	
・監督職員が担当する複数の工事に対して、登録された記事・コメントをツリー構造等で一覧表示する。	
・監督職員は、担当する全ての工事を対象に登録された記事・コメントを、一括して登録、修正、削除できるとともに、一元的に参照できる（監督職員の利用機能）。	
・同じ情報共有システムを利用するユーザのグループ（事務所、出張所）設定が任意にできる。グループのメンバーが関係する工事に登録された掲示板の記事・コメントを一元的に表示できる。	
・ログオン時に、担当する工事に関する未読の記事・コメントのタイトル一覧を表示できる。	△
・タイトル、登録者名、登録日時などから、記事・コメントを検索できる。	△
3：スケジュール管理機能	○
3-1：帳票スケジュールデータ連携機能	○
・予定の仮登録の際の連携は、以下の方法のいずれかで行なうことができる。 連携方法 1：発議された帳票から、スケジュール情報（予定日、予定名など）を抽出して、スケジュールに仮登録する。 連携方法 2：「機能 3：スケジュール管理機能」で仮登録したスケジュール情報を用いて帳票を作成する。	
・予定の本登録の際の連携は、「機能 5：ワークフロー機能」で承認し予定日の確定した帳票からスケジュール情報を抽出し、スケジュールに本登録する。	
3-2：スケジュールデータ連携機能（対グループウェア）	○
国際標準フォーマットで作成されグループウェアから出力したスケジュールデータを情報共有システムに取り込み、個人のスケジュールに登録することができる。	
4：発議書類作成機能	○
4-1：帳票（鑑）作成機能	○
・帳票（鑑）を作成、修正、削除できる。帳票作成に際して、必須項目に未記入があった場合は、エラーメッセージを表示する。	
・工事基本情報が帳票（鑑）に反映される。	
・帳票（鑑）は、帳票様式で閲覧できる。また、帳票（鑑）には、承認の記録（承認者名等）を表示する。	
・帳票（鑑）作成機能で作成する帳票（鑑）は、「土木工事共通仕様書（案）」（国土交通省）を適用する請負工事に用いる帳票様式のうち、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認書」、「工事履行報告書」、「確認・立会依頼書」を必須とする。	
帳票（鑑）作成機能で作成する帳票（鑑）の入力項目等を利用して、工事完成図書の電子納品等要領に示す管理項目を自動で作成することができる。また、自動で作成できない管理項目は、手動で入力できる。	
帳票（鑑）の入力項目等は、「機能 6.2：発議書類管理機能」にて最終承認後の工事書類をフォルダに自動振り分けする際に利用する。	
4-2：帳票（添付）作成機能	○
・帳票（添付）を作成、修正、削除できる。	
・工事基本情報が、帳票（添付）に反映される	
・帳票（添付）は、帳票様式で閲覧できる。	

情報共有システムの機能概要	提供対象
4-3:発議書類取りまとめ機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システム、及び外部システムで作成した帳票を発議単位で取りまとめることができる。 ・発議書類を、書類種別（工事打合せ簿、段階確認書など）に指定し、区分することができる。 ・帳票（鑑）、帳票（添付）、及びその他の添付書類（図面などの参考資料、以下同様）を発議単位で登録できる。 ・帳票データファイルを発議単位で取り込むことができる。 ・取りまとめた発議書類のデータの表示順序（発議書類を構成するファイルの順序、ページ順序など）を維持できる。 	○
4-4:発議書類再利用機能 <ul style="list-style-type: none"> ・帳票（鑑）の作成にあたり、以前作成した帳票（鑑）（最終決裁が完了した帳票（鑑）を含む）の記載内容を利用して新たに別の帳票（鑑）の作成ができる。（新たな発議書を作成するにあたり、何度も同じ項目を記入することを防止する。） 	○
5: ワークフロー機能	○
5-1: 事前打合せ機能 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者（発注者）は情報共有システムに事前打合せ資料を登録できる。 ・事前打合せ資料を登録した段階で、メールまたは掲示板等により発注者（受注者）に登録状況を通知することができる。 ・発注者（受注者）は、登録された事前打合せ資料に対する説明などをコメントすることができ、発注者及び受注者がコメントを確認できる。 ・発注者（受注者）が回答を登録した段階で、受注者（発注者）に電子メール等を活用して回答状況を知らせることができる。 ・事前打合せ資料、コメント等は打合せ事案毎に整理して事前打合せ用共有フォルダに格納できる。 ・事前打合せ段階と決裁段階でカテゴリを分けて登録・回答状況を一覧表示できる。また、事前打合せ資料やコメント等を閲覧できる。 ・事前打合せ資料、コメント、登録・回答状況を打合せ事案毎に削除することができる。 ・受注者（発注者）は、発注者（受注者）から再提出要求がある場合は、上記の手順を繰り返し、再度資料を提出することができる。 ・受注者が情報共有システムに事前打合せ資料を登録に関する通知をメール等で行う時、メール等に「重要」、「通常」等の選択ができ、そのメール受信可否の設定が利用者ごとにできる。 	○
5-2: 発議・受付機能 <p>(1) 受注者発議の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能 4-3: 発議書類取りまとめ機能」にて取りまとめた発議書類を発議し、発議者から発注者側の受付者に提出できる。 ・発注者側の受付者を選択できる。 ・発議書類に対する説明などをコメントとして登録でき、承認者及び発議者がコメントを確認できる。 ・受付者に電子メール等で発議を通知することができる。 ・受付者に電子メール等で発議を通知する時、メール等に「重要」、「通常」等の選択ができ、そのメール受信可否の設定が利用者ごとにできる。 	△
<p>(2) 発注者発議の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能 4-3: 発議書類取りまとめ機能」にて取りまとめた発議書類を発議し、発注者側の承認処理の後、受注者側の受付者に送付できる。 ・受注者側の受付者を選択できる。 ・発議書類に対する説明などをコメントとして登録でき、承認者及び発議者がコメントを確認できる。 ・受付者に電子メール等で発議を通知することができる。 	○
<ul style="list-style-type: none"> ・承認対象者を選び、帳票（添付）及びその他の添付資料について閲覧させるかどうかを選択できる。 	△
<ul style="list-style-type: none"> ・受付者に電子メール等で発議を通知する時、メール等に「重要」、「通常」等の選択ができ、そのメール受信可否の設定が利用者ごとにできる。 	△

情報共有システムの機能概要	提供対象
<p>5-3：承認・合議機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認者は、発議書類に対し、承認（中間承認、最終承認）、差し戻し、承認の保留を行うことができる。 承認者は、承認順序の設定、変更、合議の追加を行うことができる。 承認者は、発議書類を発議者、または、前の承認者に差し戻すことができる。 承認者は、処理・回答内容欄を含む帳票について、処理・回答内容を入力できる。 発議書類に関する所見などをコメントとして登録でき、承認者及び発議者がコメントを確認できる。 承認者は、ワークフローの途中において帳票（鑑）の修正並びに帳票（添付）及びその他の添付書類の差し替えができる。 承認、差し戻しに関する通知をメール等で行うことができる。 承認者不在時に予め定められた代理者により代理承認を行うことができる（代理承認機能）。 承認者不在時に、上位承認者が先に承認を行い、不在承認者が後で承認できる（飛び承認、後閲機能）。 承認者は、回答期限（回答予告日）を登録、変更できる。 決裁中の帳票（鑑）の修正を行った場合には、修正者、修正日及び修正内容等を履歴として表示できる。 決裁中の帳票（添付）またはその他の添付書類の差し替えを行った場合には、差し替え者、差し替え日及び差し替えたファイル名等を履歴として表示できる。 	○
<ul style="list-style-type: none"> 発議者は差し戻された発議書類を修正して、再提出することができる。 	△
<ul style="list-style-type: none"> 職位を兼任する者は承認処理を一括して行うことができる（兼任機能）。 	△
<ul style="list-style-type: none"> 帳票（添付）またはその他の添付資料について、閲覧者を選択できる。 	△
<ul style="list-style-type: none"> 帳票（鑑）に添付したファイルについては、ウインドウ切り替えやサムネイル等のプレビュー表示（複数ファイルを同時に）ができる。 	△
<ul style="list-style-type: none"> 承認、差し戻しに関する通知をメール等で行う時、メール等に「重要」、「通常」等の選択ができ、そのメール受信可否の設定が利用者ごとにできる。 	△
<p>5-4：発議書類確認機能（権限者機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> 単純な書類の入力ミス等に対応できるように、最終決裁が完了した帳票（鑑）の発議日、受付日及び決裁完了日を権限者が訂正できる。また、最終決裁が完了した帳票を権限者が削除できる。 本機能の利用可/不可を、総括監督員ならびに、現場代理人が設定できる。 最終決裁が完了した帳票（鑑）の発議日、受付日、決裁完了日の訂正を行った場合には、訂正者の ID または氏名、訂正日時（年月日、時間）、訂正された帳票（鑑）のファイル名または件名、訂正対象（発議日、受付日、決裁完了日の別）を履歴として保存し、表示できる。また、最終決裁が完了した帳票を削除した場合には、削除者の ID または氏名、削除日時（年月日、時間）、削除された帳票のファイル名又は件名を履歴として保存し、表示できる。 保存した履歴は全て保管し、受注者及び発注者がダウンロード等で入手できること。 	○
<p>6：書類管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。 	○
<p>6-1：共有書類管理機能</p> <p>(1) 登録・削除機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事書類は、フォルダを指定して登録できる。 登録した工事書類を削除できる。 工事ごとに適宜フォルダを作成・削除できる。 工事書類の登録に関する通知をメール等で行うことができる。 <p>(2) 検索・並び替え機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事書類を工事書類種別、発議事項、工事書類の名称、キーワード、日付、ファイル名などにより検索、及び並び替えし、一覧表示できる。 <p>(3) 閲覧機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事書類をフォルダ構成（ツリー構造）で一覧表示できる。 <p>工事書類を閲覧できる。</p> <p>(4) 取得機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイルを指定してファイル出力できる。 工事書類一覧表を Excel、CSV 等の形式でファイル取得できる。もしくは画面ハードコピー等の形式で取得し、資料として活用できる。 	○

情報共有システムの機能概要	提供対象
<p>6-2：発議書類管理機能</p> <p>(1) 登録・削除機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能 5：ワークフロー機能」で最終承認後の工事書類を帳票（鑑）の入力項目等を利用してフォルダに自動的に振り分けて登録できる。 ・工事書類の登録に関する通知をメール等で行うことができる。 ・登録した工事書類を削除できる。 ・誤って工事書類を削除しない、または削除しても復帰するための機能を有する。 <p>(2) 検索機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事書類を帳票種別、発議事項、キーワード、日付、ファイル名などにより検索、及び並び替えし、一覧表示できる。 <p>(3) 閲覧機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表 5-1 工事書類のフォルダ分類」で示したフォルダが初期設定されている。 ・工事書類をフォルダ構成（ツリー構造）で一覧表示できる。 ・工事書類を閲覧できる。特に帳票は、帳票様式で閲覧できる。 <p>(4) 検査用書類準備機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録した工事書類から検査（完成検査、既済（完済）部分検査、中間技術検査等）に必要な工事書類を抽出できる。 ・抽出した工事書類を検索・閲覧できる。検索・閲覧機能は上記(2)(3)と同様とする。 ・抽出した検査用書類を「表5-1 工事書類のフォルダ分類」のフォルダ構成を保持したまま一括で取得できる。 <p>(5) 取得機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォルダまたはファイルを指定してファイル出力できる。 ・一覧表を Excel、CSV 等の形式でファイル取得できる。もしくは画面ハードコピー等の形式で取得し、資料として活用できる。 	○
<p>6-3：未発議書類管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成中の発議書類を一時保存できる。 ・一時保存された発議書類を修正、削除できる。また、発議を中止し削除することができる。 	○
<p>7：工事書類等出力・保管支援機能</p>	○
<ul style="list-style-type: none"> ・「機能 6.2：発議書類管理機能」で登録した工事書類等から、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したままファイル出力できる。なお、ファイル出力の対象を一括又は選択することができる。 ・工事完成図書（電子納品等要領【一般土木】の仕様（フォルダ構成、ファイル命名など）に従い、工事書類（電子）として外部媒体に出力できる。 	○
<p>8：データ・システム連携機能</p>	○
<p>8-1：帳票データファイル入出力機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票データファイルを発議単位で、登録できる。 ・「機能 4-1：帳票（鑑）作成機能」及び「機能 4-2：帳票（添付）作成機能」により作成した帳票を、帳票データファイルとして発議単位で取得できる。 ・入出力する帳票は、「土木工事共通仕様書（案）」（国土交通省）を適用する請負工事に用いる帳票様式 3 のうち、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認書」、「工事履行報告書」、「確認・立会依頼書」を必須とする。 	○
<p>8-2：データ連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる情報共有システムより「情報共有システムデータ連携機能仕様書（案）」に示される機能のデータを授受することができる。 	○
<p>9：システム管理機能</p>	○
<p>システム利用開始機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システムの利用開始時に工事情報（工事件名、対象工事のシステム利用者等）を登録できる。また、登録した工事情報を削除できる。 	○
<p>ユーザ管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン処理によって、不特定多数の利用者によるインターネットを経由した自由なアクセスに対して、アクセスした主体が正当な利用者であることを確認できる。 ・利用者ごと（個人ごと）に ID、パスワード、メールアドレス等を登録、変更、削除できる。 ・複数の工事を担当する発注者は、同一の ID とパスワードでログオンし、複数の工事の情報にアクセスできる。 	○

情報共有システムの機能概要	提供対象
<p>アクセス管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとに使用できる機能及び権限を、権限者が設定できる。初期設定は「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省大臣官房技術調査課）の表 1 による。 	○
<p>マスタ管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注機関の名称（事務所名）、組織名（工務課、○○出張所）、職位名（監督員）、国民の祝日などの暦情報、通知メールの雛形文章など、共通して利用する各種マスタ情報を登録、変更、削除できる。 	○
<p>10：セキュリティ要件</p>	○
<p>(1)アプリケーション、共通の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワークの稼働状況、障害を監視し、異常を検知できること。 ・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的にぜい弱性診断を実施できること。また、ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等）を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。 	○
<p>(2)アプリケーション、プラットフォーム、データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に ID 及びパスワードを通知する際、その暗号化が実施されること。暗号化できない場合は、ID の発行時に暗号化が行われない旨が利用者に通知されること。 ・情報共有システムに蓄積する利用者のパスワードは、暗号化が実施されること。 ・利用者からの要請があった場合、直ちに当該 ID によるシステムの利用を停止できること。 ・暗号化のアルゴリズムは、電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）（総務省、経済産業省 平成 25 年 3 月 1 日）に記載されたいずれかのものであること。 ・情報共有システムと利用者との通信は、以下の方法で暗号化されること。 SSL3.0/TLS1.0 以上 ・以下のデータについては、データが不当に消去、改ざんされないように、アクセス制御が実施されること。 <ul style="list-style-type: none"> - 帳票（鑑）並びに帳票（添付）及びその他の添付資料 - 「機能 5-4：発議書類確認機能」で保存した履歴 	○
<p>(3)ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により外部及び内部からの不正アクセスを防止することができること。 ・フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等の必要な対策を実施できること。 	○
<p>(4)物理的セキュリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界（カード制御による出入口、有人の受付等）に対して個人認証システムを用いた入室管理が実施される部屋に設置されること。 ・適切に管理された鍵が取り付けられたサーバルームやラックに設置されること。 	○
<p>(5)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、地震、火災、雷、停電に対する対策が施された建物に設置されること。 ・運用管理端末について、使用するファイルのウイルスチェックを行う、許可されていないプログラムのインストールを行わせない等、セキュリティを考慮する。また、技術的ぜい弱性に関する情報を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。 ・上記を踏まえて、導入する組織が求めるセキュリティ要件を満足できること。 	○
<p>11：保管管理システム等連携機能</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に必要な情報を電子納品・保管管理システム、または維持管理システムに直接登録できる。 	×
<p>12：製品及び資材情報の連携機能</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・製品及び資材情報などを電子データで利用できる。 	×